

# 研究

## 英國道路交通法〔五〕

増田 甲子 七

以下掲ぐる處は、英國道路交通法第三章「道路に關する法律の改正」であるが、今回は其の第四十五條に基て制定發布された道路遵則に就て主として記述することとした。

交通大臣は一九三〇年の英國道路交通法第四十五條に基て議會の協贊を経て、道路使用者たる自動車運轉者、自動車運轉者、馬車の馭者、動物の引率者、自動車乗用者、並に歩行者の道路使用の際に於ける遵則即ち道路遵則 (Highway code) を制定公布した。道路遵則の特徴とする處は、之に違背しても處罰されることの無いこと即ち罰則

を伴はない法令であることである。尤も交通事故に基く民事刑事の訴訟手續に於て、道路遵則違背の事實は責任の存否を決定する上に於ては有力なる證據となることは勿論である。

### 第三章 道路ニ關スル法律ノ改正

第四十五條 (主務大臣ハ道路使用者ノ指針トナルベキ命令ヲ發スベキコト)

一 主務大臣ハ本法施行後遲滯ナク道路使用者ノ指針ト



シテ適當ナリト認メラル、法典（本條ニ於テハ之ヲ道

路遵則（Highway code）ト稱ス）ヲ準備スルヲ要ス、

而テ主務大臣ハ右法典ニ付之ガ取消、變更、修正、附

加ヲ爲スコトニ依リ其ノ適當ト認ムル改正ヲ隨時行フ

コトヲ得

二 道路遵則並ニ其ノ條項ノ修正ハ、大臣ニ於テ之ヲ準

備シタル後遲滯ナク之ヲ議會ノ兩院ニ提出スルヲ要シ

兩院ノ承認ヲ經ル迄遵則若ハ改正遵則ハ之ヲ公布スル

コトヲ得ズ

三 前二項ニ從ヒ主務大臣ハ、遵則若ハ改正遵則ヲ印刷

ニ附シ一部一ペニイヲ超ヘザル價格ヲ以テ公衆ニ之ヲ

發賣スルヲ要ス

四 何人ト雖道路遵則ノ條項ニ違反セルコトノミニ因リ

テハ何等刑事責任アルコトナシ、但シ當該違反ハ訴訟

手續（民事タルト刑事タルト本法ニ基ク犯罪ニ關スル

訴訟手續タルトヲ問ハズ）ニ於テ問題ト爲レル責任ノ

肯定若ハ否定ノ爲ニ之ヲ援用スルコトヲ得

## 道路遵則 (The Highway code)

道路遵則は右條文に基テ議會の承認を經テ交通大臣の制定せるものである。而テ本遵則は同條第三項に基テ一部一ペニイを以テ英國印刷局から發賣されて居るのである。先づ本遵則公布の際に於ける交通大臣の紹介の辭を掲げ次に遵則の各條項を掲げることとする。

### 交通大臣の道路遵則紹介の辭

一九三〇年道路交通法第四十五條に依テ交通大臣は、道路遵則と稱する道路使用者の指針たるべき遵則を制定すべき旨の指揮を受けた。新道路交通法は、道路の危険を減少する點に就テは、舊法令よりも適當であるが、道路使用者の總てに對し彼等相互間の並に彼等の社會全體に對する義務及責任に就き之を指示教育することは、交通上の安全を確實にする上に於テ遙に效果的である」との意見は、道路交通法が討議せられてゐた際の議會に於ける全會一致の意見であつた。

道路交通法の命令に基て茲に公布する本遵則を、何人も遵奉せんことを希望する次第である。道路交通法は次の如く規定してゐる。

『何人ト雖道路遵則ニ違反セルコトノミニ依テハ何等刑事責任アルコトナシ、但シ當該違反ハ訴訟手續（民事タルト刑事タルト本法ニ基ク犯罪ニ關スル訴訟手續タルトヲ問ハズ）ニ於テ問題ト爲レル責任ノ肯定若ハ否定ノ爲ニ之ヲ援用スルコトヲ得』

道路交通法並に道路の使用に關する規則に於ては、或る種の行爲は犯罪として明確に禁止されてゐる。本道路遵則は、道路の適正なる使用に關する補足的指針たらしめんとして、また總ての禮儀あり思慮ある人々に依て遵奉せらるべき行爲の遵則として制定せられたのである。本遵則は前述せる罰則を伴ふ規則に代るものでもなく、また本遵則があつたからとて何人も右規則を遵守しないでもよいと云ふことにはならないのである。

本遵則をして有終の美を濟さしむるには、道路使用者は

總て、本遵則を全體として研究すべきであつて、單に自己に特別の利害關係を有する部分のみを讀むべきではない。例へば道路使用者一般に對する道路の法則は、本遵則の第二頁に記載してあるのみであつて、更に各章毎に之を繰り返してはゐないのである。

註 原文第二頁には次に記載する「總ての道路使用者の遵則」を記載してあるのである。

### 道路遵則目次

- 一 總テノ道路使用者ノ遵則 第一條乃至第四條
- 二 自動車運轉者ノ遵則 第十一條乃至第三十三條
- 三 自動自轉車運轉者ノ遵則 第三十三條乃至第三十四條
- 四 馬車ノ御者ノ遵則 第三十五條
- 五 動物ノ監督者ノ遵則 第三十六條乃至第三十八條
- 六 自轉車乗用者ノ遵則 第三十九條乃至第四十五條
- 七 歩行者ノ遵則 第四十六條乃至第五十條

第一節 交通整理ニ從事スル警察官其ノ他ノ者ノ行フ信號

第二節 運轉者ノ行フ信號

### 一 總テノ道路使用者ノ遵則

第一條 通則 如何ナル場合ニ於テモ他人ニ對シテ注意

深ク且思慮深クアレ、責任アル市民トシテ責下ハ、他人ガ陛下ノ公道ヲ適法ニ使用スル際之ヲ危險ニ陷レザル様社會ニ對シテ義務ヲ有ス。

第二條 總テノ人——步行者、自轉車乗用者、動物ヲ引率

シ若ハ之ニ乘リ或ハ之ヲ御スル者、自動車又ハ馬車ノ運轉者又ハ御者——ハ道路ヲ使用スル權利ヲ有シ、且他人ノ權利ヲ尊重スル義務ヲ負ヘルコトヲ記憶セヨ、道路ニ於テ他人ニ對スル禮讓並ニ考慮ノ望マシキコトハ、他ノ場所ニ於ケルト毫モ異ルコト無シ。

第三條 他人ノ困難ニ留意シ其ノ困難ヲ増加セザラムコトヲ努メヨ。

第四條 他人ノ過失ニ對シ警戒ヲ怠ル勿レ、他人ガ責下ノ

輕率ノ結果ヲ避クル爲、必要ナル行爲ニ出ヅベキコトヲ

希望シ又ハ之ヲ豫想シテ危險ヲ冒ス勿レ。

第五條 天候惡シク且道路ノ滑リ易ク而モ總テノ道路使用者ガ進退不自由ナルトキハ、特ニ注意セヨ。

第六條 兒童 兒童ニ對シ道路ノ危險ヲ警告シ、且如何

ニシテ之ヲ避クルカヲ教ヘヨ。

第七條 道路ノ法則——車輛、他ノ車輛ヲ追越シ又ハ障害物ヲ避クル場合ノ外左側ヲ通行セヨ、追越ハ右側ヨリ之ヲ爲スベシ。

(此ノ道路法則ハ、一方行進路若ハ循環交通ノ如キ交通整理ノ爲ノ特別ノ手配アル場所ニ於テハ、必ズシモ之ガ適用ノ要無シ、斯ル場所ニ於テハ自己ノ進行スベキ交通線ニ入り其ノ線上ヲ進行スベシ、電車ハ其ノ兩側ヨリ之ヲ追越スコトヲ得、但シ地方ノ規則ニ之ニ異リタル規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ)

第八條 步行者 步道アル場合ニハ常ニ步道上ヲ通行ス

ベシ、步道無キ場合ニ於テハ、進行シ來ル交通ニ面スル

爲、車道ノ右側ヲ通行スル方概シテ不可ナルベシ (註)

註 英國に於ては左側通行の原則を採つてゐるとはよく言はれることである。けれども車馬に對してこそ此の原則は確立してゐるが、歩行者に對しては寧ろ右側通行の原則がある様に思はれる。車道と人道の區別の無い道路に於て右側通行を可とすることは本邊則に依て規定されたのであるが、尙地下鐵停車場内の通路等に於ては右側通行 *Keep to the right* の標示をよく見受けたり、通行人と行違ふ場合に於ても互に右側に避ける様な習慣がある様に見受けた。人道と車道の區別の無い道路の左側を進行し來る車馬に後向となつて通行するのは多少危険であつて、斯る場合には右側通行の方が勝つてゐる様に思はれるが、唯我國の如く左側通行の原則が民衆に徹底した國に於ては、人道と車道の區別の無い道路だけ右側通行とし其の他の道路は左側通行と云ふ様に二通りに區別して民衆を訓練することはなかく容易ではあるまいと思はれる。

第九條 引率セラル、動物 動物ヲ引率スル場合ニ於テ

ハ、進行シ來ル交通ニ面スル爲右側ヲ通行スルコトヲ原則トス。

第十條 動物ニ騎乘スル場合、動物ニ騎乘スル場合ニ於テ

ハ、他ノ動物ヲ引率スル場合ノ外車輛ニ對スル道路ノ法則 (註) ヲ遵守セヨ

註 第七條参照。

## 二 自動車運轉者ニ對スル遵則

第十一條 速度、常ニ環境並ニ天候ニ適合スル様注意シテ速度ヲ調節セヨ、安全ナル距離ニ於テ停止スル用意ト能力トヲ有スル様常ニ自動車ヲ完全ニ自己ノ支配下ニ置クヲ要ス。

(此ノ遵則ハ速度制限ヲ嚴守スル義務 (註) ニ附加サレタルモノデアル)

註 本誌第十四卷第一〇號、英國道路交通法第十條参照。

第十二條 信號、停車シ徐行シ、若ハ方向ヲ轉換セムトスルトキハ、適當ナル時期ニ於テ明確正確ナル信號ヲ爲スベシ。

(此ノ目的ノ爲ノ手信號ニ就テハ、附録ニ於テ詳細ニ記載

シ且解圖ヲ附シタリ、適當ナル機械的若ハ電氣的裝置ニ依リ適當ナル信號ヲ有效ニ與ヘ得ルトキハ、之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ。

第十三條 交通整理ヲ爲シツ、アル者ノ與フル信號其ノ他交通標識者ハ信號ニ對シテハ不斷注視スベシ。

(交通整理ニ從事スル警察官ノ指示又ハ交通整理ノ爲特別ノ設備ノ存在スル場所ニ於テ燈火信號其ノ他ノ交通標識ニ依ル指示ニ從ハザルコトハ道路交通法ニ基ク犯罪ナリ警察官ノ與フル信號ハ附録ニ於テ解圖ヲ附シ且説明ヲ加ヘタリ)

第十四條 追越、遙カ先方ヲ充分ニ見透シ得テ安全ニ追越ヲ爲シ得ル場合ニ非ザレバ追越ヲ爲スベカラズ、急峻ナル丘ノ坂路又ハ彎曲セル橋梁ハ、進行シ來ル交通ヲ遮蔽スルヲ以テ、屈曲激シキ箇所ト同様に危險ナルコトヲ記憶スベシ。

第十五條 交叉點若ハ道路ノ接合點ニ於テハ追越ヲ爲スベカラズ、但シ追越ヲ安全ニ爲シ得ベキ交通整理法例ヘバ

循環交通法ノ如キ交通整理法ノ行ハレ居ル場所ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ。(註)

註 本條但書は餘り適當の規定で無い、餘程廣い交叉點で無い限り假令循環交通法を採つて居つても追越の危險が無いとは謂へないのである、循環交通法が成功する爲には各自の自制と互讓的精神が特に必要なのである。

第十六條 他ノ車輛ヲ追越サントスルトキハ警笛ヲ鳴ラスベシ、但シ警告ヲ與フル必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第十七條 追越ヲ爲シタル後ハ道路ノ左側ニ復歸スベシ、但シ追越サレタル者ヲ妨ゲザルコトヲ確メタル後ニ左側ニ復歸スルヲ要ス。

第十八條 道路ノ右側ニ入ルベカラズ、道路ノ右側ハ第一ニ自己ニ向ヒ進行シ來ル交通ニ屬スルモノナルコトヲ記憶スベシ、故ニ自己ノ追越サントスル者若ハ自己ト反對ノ方向ヨリ進行シ來ル者ニ速度ヲ減ゼシメ若ハ突然方向ヲ變更セシムルコトヲナクシテ追越ヲ爲シ且再ビ道路ノ左

側ニ復歸シ得ルコト明瞭ナル場合ノ外、追越ヲ爲スベカラズ。

他ノ運轉者ヨリ追越サレントスルトキハ之ヲ助クル様ニ努メ之ヲ妨ゲザル様注意スベシ、斯ル場合ニハ決シテ速度ヲ増加スベカラズ、常ニヨク左側ヲ守リ、道路ニ何等障害物無キトキハ自己ヲ追越サントスル車輛ニ追越ヲ爲ス様信號スベシ、但シ斯ル信號アリタリトスルモ、右信號ハ追越サントスル運轉者ノ安全ニ追越ヲ爲シ得ルヤ否ヲ確ムル義務ヲ免除スルモノニ非ズ。

地方規則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外電車ハ左右兩側ヨリ之ヲ追越スコトヲ得、停車中ノ又ハ停車セントスル電車ヲ追越サントスルトキハ乗客ノ乗降ニ注意スベシ、狀況ニ應ジ徐行又ハ停車スベシ。

第十九條 曲角及屈曲ノ箇所、曲角並ニ屈曲ノ箇所ニ於テハ反對方向ヨリ進行シ來ル交通物體ニ充分ノ場所ヲ殘ス様特ニ注意スベシ。

第二十條 交叉點及道路ノ接合點、交叉點ニ於テハ如何ナ

ル車輛モ交通優先權ヲ有セズ、但シ小道路ニ在ル自動車ハ大道路ニ入ラムトスルトキ最徐行ヲ爲シ、且大道路ニ在ル交通物體ニ進路ヲ讓ル義務アリ、但シ大道路ニ於ケル自動車ノ運轉者モ交叉點若ハ道路ノ接合點ニ於テハ常ニ注視ヲ怠ラズ且注意シテ運轉スルヲ要ス。(註)

註 道路規則が第二十條の如く『交叉點に於ては如何なる車輛も交通優先權を有せず』として、我改正自動車取締令案の如く略同時に異りたる方向より交通整理の行はれ居らざる交叉點又は道路の接合點に入らんとする車輛相互間に於て何れが先に通行し得べきかに付解決を與へてゐないのは、交通整理上完全とは言ひ得ない。

第二十一條 田舎ノ小徑、田舎ノ小徑ニ於テハ、如何ニ之ヲ熟知セル場合ト雖徐行スルヲ要ス、見透シノ利カザル曲角、視線外ニ在ル馬、家畜其ノ他ノ障害物ハ、如何ナル場合ニ於テモ豫期セザル危險ヲ與フルモノナリ。

第二十二條 白線 道路上ノ白線ヲ注視シ、道路ニ何等障害物無キ場合ニ於テモ白線ノ指示ニ從ヒテ進行スベシ

第二十三條 護衛自動車 (Convoys) 護衛自動車又ハ行

行列ヲ爲ス大型緩行自動車中ノ一自動車又ハ他ノ大型自動車ニ隨行スル大型自動車ヲ運轉スルトキハ、前ノ自動車ニ餘リニ接近シテ之ヲ運轉スベカラズ、斯ル場合、速行自動車ガ行列中ノ一自動車ヲ追越シタル後更ニ次ノ自動車ヲ追越サントスル以前ニ必要ノ場合ニ於テ一時左側ニ入ルコトヲ得ル様充分ナル距離ヲ自動車間ニ保持スルヲ要ス(註)

註 幅員の狭い道路を行列緩行自動車ガ相互に餘り接近して進行して居れば、後部の速行自動車は容易にこれを追越し惜いのは當然であつて、緩行自動車相互間に不斷相當の間隔を存置せしめ以て後續車輛をして一車又一車と容易に全行列を超越さしめ得る様にした本條の規定は誠に適當である。

第二十四條 交通妨害、四圍ノ狀況ニ照ラシ相當以上ノ時間、自動車ヲ道路ニ放置スベカラズ。

第二十五條 附近ノ住民其ノ他ノ道路使用者ニ不便ヲ與フルガ如キ位置ニ自動車ヲ停車又ハ駐車スベカラズ、自動車ヲ停車セントスルトキハ、自動車ヲ縁石ニ接近セシムルヲ要ス、既ニ停車若ハ駐車セル自動車又ハ道路ノ修繕

其ノ他ノ障害ニ依リ、道路ノ幅員ガ狭メラレタル場所ニ停車スベカラズ。

第二十六條 交通妨害ヲ惹起スルガ如キ位置ニ自動車ヲ放置スルコトハ犯罪ナリ。(註一)

(自動車ヲ危險ナル位置若ハ危險ナル状態ニ於テ放置スルハ道路交通法ニ基ク犯罪ナリ)(註二)

註一 本條は斯る行爲が他の法規に依り犯罪たることを明言して注意を促したのである。本條の内容たる行爲は一九三一年道路交通法施行規則第四號第七十四條の嚴禁する處であつて右施行規則第七十四條違反として二十磅以下の罰金に處されるのである、其の條文を掲ぐれば左の如くである。

第七十四條 運轉者ノ義務 道路ニ於テ使用セラル、自動車ヲ運轉シ若ハ管理スル者ハ、自動車又ハ之ニ依テ牽引セラル、被牽引車ヲ不必要ナル妨害ヲ惹起スルガ如キ位置ニ停車若ハ駐車セシムベカラズ。

註二 一步進んで自動車を危險なる位置若は危險なる状態に於て放置するは、更に危險の度が高いのであつて、道路交通法第五十條(後出)の禁する處である。

第二十七條 他人ノ答へ得ルガ如キ質問ヲ交通整理勤務ノ



巡查ニ尋ネントシテ、交通巡查ニ接近シテ自動車ヲ停車スベカラズ、交通警察官ハ職務執行ノ爲其ノ全注意ヲ向クルヲ要スルナリ（註）

註 我國に於ては寧ろ歩行者又は自轉車乗用者此の點に關する注意を促し度い實狀である。

第二十八條 緩行自動車ヲ運轉スル場合ニ於テハ、左側通行ヲ嚴守スベシ

第二十九條 燈火 前照燈ヲ不必要ノ場合ニ點ズベカラズ、殊ニ夜間駐車中前照燈ヲ點ジ置クベカラズ、側燈ヲ點ズレバ充分ナリ、他ノ自動車ヲ追越ス意志ナクシテ之ニ追隨スル場合ハ、前照燈ヲ消燈シ若ハ之ヲ下向ト爲スヲ可トス（註一）

夜間自動車ヲ誤レル方向ニ向ケテ放置スベカラズ、但シ他ノ道路使用者ヲシテ方向ヲ誤ラシムルコト無キ様道路ガ充分ニ照明セラレ居ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ（註二）晝間霧深キ時ハ、側燈並ニ尾燈ヲ點ズベシ

註一 夜間後續自動車の前照燈の輝光の爲眩惑されて、運轉に

支障を來すことを防止するが爲には、尠くとも前照燈を下向と爲すを要するのであるが、我自自動車取締令改正案には此の點に就て何等規定してゐない。然し前照燈を消すことは兎に角之を下向と爲すことは法の禁ずる處ではないばかりでなく交通事故防止上適當であるから、斯る場合前照燈を下向とすることを運轉手間の慣習とし度いものである。

註二 茲に誤れる方向とは交通の流の方向以外の方向を指すのである。

第三十條 轉回 自動車ノ全轉回ヲ爲サントスベカラズ全轉回ヲ一動作ニ依リテ爲シ得ザル場合ハ特ニ然リトス但シ道路ノ兩側ノ相當ノ距離内ニ障害物無キコトヲ認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ、斯ル場合最近距離ニ在ル側道若ハ入口ニ赴キテ自動車ヲ逆行シテ之ニ入ラシメ、然ル後元ノ道ニ引返ス方ガ、一般的ニ簡單ナリトス、此ノ場合ニ於テハ常ニ従前ノ道路ヨリモ小ナル道路若ハ入口ニ逆行シ元ノ道ニ引返スコトヲ要ス（註）

註 所謂Uターンに關する規則である。Uターンが交通妨害になる事は明瞭であつて、本規則の様な心得は望ましい處であ

る。唯小道路と雖交通繁劇なる道路であつたなら之を避ける  
必要がある事は勿論である。

### 第三十一條 警告器

ニ自動車ノ存在スルコトヲ指示スルガ爲使用セラル、モ  
ノナルコトヲ記憶スベシ、警告器ヲ威嚇ノ爲使用スベカ  
ラズ

危険ナル箇所ニ近付キタルトキ又ハ他車ヲ追越サント  
スルトキハ、警告器ヲ使用スベシ、但シ警告器使用ニ依  
ル警戒ヲ不必要ト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ、警告  
器ニ依ル警告ハ、他人ニ聽キ取ラレタルモノト推定スベ  
カラズ、如何ナル狀況ノ下ニ於テモ警告器ヲ鳴ラシタル  
事實ノミニテハ、事故ヲ避クルガ爲ノ他ノ凡ユル警戒的  
處置ヲ採ルコトヲ免除スルモノニ非ズ

警告器ハ必要ノ限度ヲ超ヘテ之ヲ使用スベカラズ、常  
ニ他人殊ニ動物ヲ管理スル者ニ對シ慎重ナル注意ヲ拂ヒ  
ツ、之ヲ使用スベシ、自己ノ迷惑若ハ忍耐シ切レザルコ  
トヲ不サンガ爲警告器ヲ使用スベカラズ(註一)

(駐車中ノ自動車ニ在リテハ安全ノ爲必要ナル場合ノ外警  
告器ヲ鳴ラスコトハ自動車構造並ニ用法規則ニ基ク犯罪  
ナリ)(註二)

註一註二 英國道路交通法及之に基ク自動車構造並に用法規則

中の騒音取締規定に就ては、本誌第十四卷第四號に於て詳述  
した處であるが、その中には警告器は必要の限度を超へて之  
を使用すべからざる旨の規定並に其の一内容たる自己の迷惑  
若は忍耐し切れざることを示さんが爲に警告器を使用するこ  
とを禁止したる規定は存在しなかつたのであつて、斯る意味  
の騒音防止は茲に道路遵則として規定されたのである。我が  
改正自動車取締令案に於ては不必要に警告器を使用すべから  
ざる旨規定してゐる。

第三十二條 歩行者、自轉車乗用者及動物ニ對スル特別ノ  
義務 歩行者ノ權利ヲ尊重スベシ、老人、病人、兒童  
及之等ノ者ヲ監護スル者ニ對シテハ特別ニ懇切ナルコト  
ヲ要ス

兒童ニ危害ヲ加ヘザル様特ニ注意スベシ、兒童ハ突然  
道路ニ飛出ス傾向アルコトヲ記憶セヨ、學校ノ標識ニ注

意スベシ

歩行者、自轉車乗用者又ハ動物ノ傍ヲ通過シ若ハ之ヲ追越サントスルトキハ、之等ノモノトノ間ニ充分ノ間隔ヲ置クヲ要ス、道路泥濘ノ際ハ之等ノモノニ飛沫ヲ掛ケザル様注意スベシ、馬及馬車ニ對シ特ニ注意スベシ

自動車ノ接近ニ依リ恐怖シ若ハ強情トナル馬其ノ他ノ動物ヲ管理スル者ヨリ要求ヲ受ケ又ハ信號ヲ受ケタルト

キハ、徐行又ハ停車スベシ、羊、家畜又ハ獵犬ノ一群ニ出會ヒタルトキハ、停車スル用意アルヲ要ス

自動車ト同一側ニ於テ、歩行者及ビ引率セラレタル動物ニ出會フ用意アルヲ要スルコトヲ記憶セヨ（註）

註 歩車道の區別なき道路に於ける歩行者又は引率せられたる動物は右側通行を爲すが故なり。前掲第八條、第九條參照）

## 府縣市町村より見たる道路事業（四）

平井良成

### 明治維新直後の政情

以上叙述したる如く我邦に於ては明治維新新政後歳月を

な關係あることと思ふのである。故に以下少しく之れを叙述する。

### 五條の誓書

經るに従つて地方自治制度の確立に向つて歩武を進むることとなつたのであるが斯る趨勢を誘致したるは政界の事情に外ならない。仍て當時の政情を略述することは尤も緊切

徳川幕政を打倒し封建の制を革正したる王政復古明治維新の事業は眞に千古の一大鴻業である。國運一轉して王權